

特許生物寄託センター管理体制等問題の  
再発防止の徹底等について

平成20年3月14日  
産業技術総合研究所

産業技術総合研究所は、第三者による調査委員会「特許生物寄託センターの管理体制等に関する調査委員会」の報告等を踏まえ、再発防止を徹底するとともに、関係役職員の処分を行い、問題を指摘した元センター長に対して謝罪を行います。これらの対応を着実に実施し、信頼の回復に努めます。

## 1. 再発防止の徹底

大臣からの指示（昨年10月17日）及び調査委員会の報告（本年2月29日）を踏まえ、再発防止を徹底するため、理事長を本部長とする「特許生物寄託センター管理体制問題等対策本部」を2月29日に設置いたしました。

今後、以下のとおり、直ちに実施すべき対策については組織を挙げて取り組むとともに、本部に外部有識者を加え、センター業務の運営改善、内部統制体制の整備に向けた協議・検討を行います。

### （1）大臣からの指示を踏まえて実施している措置

- ・ 経験のある専門従事者の異動配置・専門家の採用による体制強化
- ・ 全ての菌株に関する受託時の菌株名の同定根拠確認
- ・ 安全が確認されるまでの寄託申請株の密封・施錠管理
- ・ コンプライアンスを徹底する体制の構築について検討を開始
- ・ 既に受託している菌株の安全確認と必要な施設・設備整備（実施中）

### （2）調査委員会報告書を踏まえたセンターの業務運営・体制の改善

#### ①直ちに実施するセンター業務運営・体制の改善

- ・ 人為ミスを防止するための菌種名自動照合システム等の導入
- ・ 安全性・確実性を増加するための規程・マニュアルの再整備
- ・ 産総研全体でセンターを支援するための組織的枠組の整備
- ・ 従事者の血清保存や定期健康診断などによる職員の健康確保
- ・ センターに対する外部識者等による定期的査察の実施
- ・ 特許特別会計委託研究に対する研究評価等を踏まえた説明責任遂行

## ②特許庁との協議に基づくセンター業務運営の改善

- ・病原性微生物の寄託範囲の明確化
- ・寄託時の寄託菌の安全確認方法の検討
- ・受託できない病原性微生物を誤って受託した場合の寄託業務（分譲、生存試験等）の在り方の検討

## (3) 産総研の内部統制（リスク管理、コンプライアンス等）体制の整備

- ・対策本部において、幹部会の見直しと理事の責任と権限の明確化、リスク管理における外部専門家の参加、法令遵守・内部統制のための体制整備等の検討を行い、夏頃までに対策をとりまとめ、実施。

## 2. 関係役職員の処分

---

適切さを欠く対応を行ったこと、監督責任を果たせなかったこと等により、理事長に給与 10%2 ヶ月返納、副理事長及び担当理事に理事長から嚴重注意の上同 10%1 ヶ月返納、当時の関係職員 6 名に訓告等の処分を行いました。

## 3. 元センター長に対する謝罪

---

問題を指摘した元センター長に対する産総研の対応は不適切であったとの調査委員会報告の指摘を厳粛に受け止め、産総研は、元センター長に対して謝罪を行います。

危険度の高い病原体の可能性がある微生物を誤って受け入れるなど特許生物寄託センターの運営における不適切な対応により、これまでセンター近隣の方々、特許生物寄託制度の利用者の方々等にご迷惑とご心配をおかけしたことを踏まえ、産総研として、上記の対応を着実に実施することにより、信頼の回復に努めます。